

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成19年12月27日
【中間会計期間】 第16期中（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）
【会社名】 株式会社オールアバウト
【英訳名】 All About, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江幡 哲也
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】 03（5447）3700（代表）
【事務連絡者氏名】 経営企画部ジェネラルマネジャー 中村 真一郎
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】 03（5447）3700（代表）
【事務連絡者氏名】 経営企画部ジェネラルマネジャー 中村 真一郎
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4番 9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月 1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日
売上高（千円）	—	—	2,132,455	—	3,537,369
経常利益（千円）	—	—	105,712	—	387,985
中間（当期）純利益（千円）	—	—	32,676	—	433,462
純資産額（千円）	—	—	4,100,360	—	4,055,234
総資産額（千円）	—	—	4,763,191	—	4,494,110
1株当たり純資産額（円）	—	—	30,875.98	—	30,597.92
1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	246.43	—	3,282.31
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	239.44	—	3,138.89
自己資本比率（%）	—	—	86.1	—	90.2
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	154,193	—	417,813
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	△701,413	—	△302,435
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	12,310	—	59,644
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	—	—	2,798,423	—	3,333,331
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (-)	— (-)	217 (11)	— (-)	172 (5)

(注) 1. 第15期連結会計年度より連結財務諸表を、第16期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月 1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日
売上高（千円）	1,364,852	1,669,806	2,113,624	3,123,466	3,527,713
経常利益（千円）	42,534	166,656	134,508	355,509	410,807
中間（当期）純利益（千円）	39,125	135,574	61,551	408,764	456,411
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	1,110,400	1,136,600	1,146,775	1,110,400	1,140,550
発行済株式総数（株）	65,316.66	132,303.00	132,801.00	65,316.66	132,533.00
純資産額（千円）	3,191,930	3,749,446	4,152,185	3,561,569	4,078,183
総資産額（千円）	3,704,149	4,179,096	4,593,022	4,050,746	4,510,971
1株当たり純資産額（円）	48,868.55	28,339.84	31,266.22	54,527.74	30,771.08
1株当たり中間（当期）純利益（円）	683.29	1,029.31	464.19	6,670.72	3,456.08
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	620.74	980.16	451.03	6,174.84	3,305.08
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	86.2	89.7	90.4	87.9	90.4
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	192,693	201,618	—	353,876	—
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△101,941	△289,602	—	△223,832	—
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,823,388	51,874	—	1,822,839	—
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	3,119,564	3,122,199	—	3,158,309	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	110 (4)	159 (5)	192 (11)	118 (5)	168 (5)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益につきまして、当社は関連会社がありませんので第15期中までは記載しておりません。なお、それ以降に関しましては、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
3. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び、現金及び現金同等物の期末残高は記載しております。
4. 平成18年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社オールアバウト）、子会社2社により構成されており、インターネット広告事業、出版事業を主たる業務としております。

当中間連結会計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次の通りであります。

<インターネット広告事業>

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

<出版事業>

平成19年4月、株式会社リクルートより総合マネー情報誌「あるじやん」に関する事業を譲受けました。また、平成19年9月、株式会社KI&Companyの取得に伴い、男性向けライフスタイル情報誌「z i n o」の発行に関する事業が新たに加わりました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社KI&Company	東京都港区	23	出版事業 インターネット広告事業	所有 70.5	役員の兼任（1名）

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 債務超過会社で債務超過の額は、平成19年9月中間期末時点で434百万円となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
インターネット広告事業	110	(2)
出版事業	32	(1)
その他事業	38	(3)
全社（共通）	37	(5)
合計	217	(11)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。）は、当中間連結会計期間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 事業の譲受け、子会社の取得、また事業拡大に伴う採用により、従業員が当中間連結会計期間中において、45人増加しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	192 (11)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工は含み常用パートは除く。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 事業の譲受け、また事業拡大に伴う採用により、従業員が当中間連結会計期間中において、24人増加しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

①経営成績に関する分析

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題を背景に景気の先行きリスクが増していますが、個人消費は引き続き増加基調を辿り、景気は緩やかに拡大を続けております。

こうした中で、当社グループが事業を営むインターネット関連市場におきましては、インターネットの利用人口が8,754万人に達し、人口普及率は68.5%にのぼるとともに、携帯電話等によるインターネット利用者数がパソコンによる利用者数を超えるなど、ブロードバンド化、モバイル化が引き続き進展しております（総務省 平成19年度版情報通信白書による）。

また、当社グループの主力事業が位置するインターネット広告市場は、「web2.0」と称されるネット上の新しいメディアを広告に活かす動きや、動画サービス、ターゲティング広告の登場など、マーケティング手法の多様化も進んでおります。その一方で、平成18年のインターネット広告費が3,630億円（株式会社電通「2006年日本の広告費」による）となり、前年（2,808億円）比29%増と引き続き一定の成長を見せるものの、前年以前の高い成長率（前年における対前年成長率は54%の増加）に比べますと、広告主からの出稿額増加に鈍化が見られる状況となっております。

このようなインターネットを取り巻く環境の中、当社グループは、拡大する市場に対応するべく人員を増強し、広告事業の強化、メディアの強化、新規事業の収益拡大を進めてまいりました。

広告事業の強化といたしましては、引き続き編集型広告に注力する中、ニュースメディア「毎日jp」との提携を実現、共同商品を展開することでクライアントの多様なニーズに応える体制を築いております。また、金融領域においてリクルート社より「あるじやん」事業を譲受けし、さらにラグジュアリー層向けにライフスタイル雑誌「z in o」を出版している株式会社KI&Companyを9月29日付で買収するなどクロスメディア展開を強化してまいりました。

メディアの強化といたしましては、コンテンツの充実を図るとともに、メディアの基盤となる専門家の拡大に努めてまいりました結果、ネットワークする専門家数は対前年614人増となる1,514人となりました。

新規事業の収益拡大といたしましては、ショッピング事業及びプロファイル事業について、事業基盤を整備するとともに販売の促進に努め、両事業とも大幅に収益を拡大しています。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は2,132百万円、営業利益は98百万円、経常利益は105百万円、中間純利益は32百万円となりました。

②売上高

(インターネット広告事業)

当社グループの主力事業であるインターネット広告事業は、代理店及びメディアレップとの関係強化を継続してまいりましたが、広告主からの出稿額減少の影響を受けた結果、当中間連結会計期間の売上高は1,537百万円になりました。連結子会社による損益への影響はありません。

なお、当中間連結会計期間の商品別の売上高は以下の通りです。

(百万円未満切捨て)

商品区分	平成19年3月期 中間期	広告商品 構成比率	平成20年3月期 中間連結会計期間	広告商品 構成比率	増減比
インプレッション広告	119	7.4%	185	12.1%	55.3%
トラフィック広告	378	23.4%	302	19.7%	△20.2%
エディトリアル広告	606	37.5%	566	36.8%	△6.7%
スポンサードサイト	383	23.7%	352	23.0%	△7.9%
その他	128	8.0%	130	8.4%	1.1%
合計	1,616	100.0%	1,537	100.0%	△4.9%

(出版事業)

当中間連結会計期間におきまして、株式会社リクルートより金融情報誌「あるじやん」に関する事業（出版事業）を譲受けました。この結果、当中間連結会計期間の出版事業の売上高は437百万円となりました。なお、連結子会社による損益影響はありません。

(その他事業)

ショッピング事業は、「All About スタイルストア」の購入者数および商品数の拡大に重点をおいた結果、当中間連結会計期間の売上高は前年同期比37百万円増収の69百万円となりました。プロファイル事業の当中間連結会計期間の売上高は、前年同期比46百万円増収の66百万円となり順調に推移しております。また、金融サービス事業の当中間連結会計期間の売上高は21百万円となりました。

③営業利益

当中間連結会計期間におきましては、人員増加に伴う人件費の増加等により、営業利益は98百万円となりました。

④経常利益

当中間連結会計期間におきましては、受取利息等により7百万円の営業外収益を計上いたしました。この結果、当中間連結会計期間の経常利益は、105百万円となりました。

⑤中間純利益

中間純利益につきましては、法人税、住民税及び事業税を7百万円を計上するとともに、法人税等調整額を65百万円を取り崩しました。この結果、中間純利益は32百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末比534百万円減少の2,798百万円となりました。当中間連結会計期間より運用を開始しました有価証券（MMF）600百万円についても、資金に含めております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の営業活動による資金の増加は、154百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益を105百万円及び減価償却費を79百万円計上した一方、新規連結子会社の影響を除いた売掛金の残高が82百万円増加したこと、消費税等の支払により未払消費税等残高が24百万円減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の投資活動による資金の減少は、701百万円となりました。これは主に、固定資産の取得による支出が104百万円あったほか、出版事業の譲受けによる支出231百万円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入6百万円、貸付による支出370百万円が発生したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の財務活動による資金の増加は、12百万円となりました。これは主に、ストックオプションの行使によるものであります。

なお、キャッシュ・フロー指標の推移については、以下のとおりであります。

	平成19年3月期	平成19年9月期
自己資本比率(%)	90.2	86.1
時価ベースの自己資本比率(%)	427.6	216.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	—	46.8
インタレスト・カバレッジ・レシオ(年)	—	—

(注) 1. 各指標の算出方法は次のとおりであります。

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

2. いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

3. 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としています。

4. 当社グループは、当中間連結会計期間において利払いが発生していないため、インタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

5. 平成19年3月期以前の数値につきましては、連結財務諸表を作成していないため記載しておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 金額(百万円)	前年同期比(%)
インターネット広告事業		
インプレッション広告	185	155.3
トラフィック広告	302	79.8
エディトリアル広告	566	93.3
スポンサードサイト広告	352	92.1
その他	130	101.1
出版事業	437	—
その他事業	157	—
合計	2,132	127.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 本表の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	451,620
計	451,620

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (平成19年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成19年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	132,801	132,801	ジャスダック証券取引所	—
計	132,801	132,801	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の内容は次のとおりであります。

① 平成13年1月4日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注2)(注9)	(1号新株引受権) — (2号新株引受権) — (3号新株引受権) 66 (4号新株引受権) 64 (5号新株引受権) 102	(1号新株引受権) — (2号新株引受権) — (3号新株引受権) 66 (4号新株引受権) 64 (5号新株引受権) 102
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)	25,000	25,000
新株予約権の行使期間	(1号新株引受権) 自 平成15年2月1日 至 平成20年1月31日 (2号新株引受権) 自 平成15年8月1日 至 平成20年1月31日 (3号新株引受権) 自 平成16年2月1日 至 平成20年1月31日 (4号新株引受権) 自 平成16年8月1日 至 平成20年1月31日 (5号新株引受権) 自 平成17年2月1日 至 平成20年1月31日	(1号新株引受権) 自 平成15年2月1日 至 平成20年1月31日 (2号新株引受権) 自 平成15年8月1日 至 平成20年1月31日 (3号新株引受権) 自 平成16年2月1日 至 平成20年1月31日 (4号新株引受権) 自 平成16年8月1日 至 平成20年1月31日 (5号新株引受権) 自 平成17年2月1日 至 平成20年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注2)	発行価額 25,000 資本組入額 12,500	発行価額 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注6) (注7)	(注6) (注7)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注8)	(注8)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式の分割(配当可能利益または資本準備金の資本組み入れによる場合も含むものとする。)または併合を行う場合には、未行使の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後新株引受権付与数} = \text{調整前新株引受権付与数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 当社が、株主全員に対し持株数に比例して新株を割り当てる方法で時価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整される（1株未満は切り捨てるものとする）。なお、調整前新株発行価額は、（注4）（注5）の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味する。

$$\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

4. 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株発行価額は、次の算式により調整される（調整により発生する1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後新株発行価額} = \frac{1}{\text{調整前新株発行価額} \times \text{分割・併合の比率}}$$

5. 当社が、株主全員に対し持株数に比例して新株を割り当てる方法で時価を下回る払込価額で新株を発行するときは、新株発行価額は、次の算式により調整される（調整により発生する1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後新株} = \frac{\text{調整前新株} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による增加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{発行価額}} \times \frac{\text{新規発行による增加株式数} \times 1\text{株当たりの払込金}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}$$

6. 新株引受権の行使の条件

- ① 新株引受権の行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,000万円を超えないこととする。
- ② 被付与者は、当社が株式を公開するまでは、新株引受権行使することができないものとする。
- ③ 被付与者は、新株引受権の行使については、以下の条件に服する。
 - (1) 1号新株引受権
本契約締結日後1号新株引受権行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、1年6ヶ月以上であること。
 - (2) 2号新株引受権
本契約締結日後2号新株引受権行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、2年以上であること。
 - (3) 3号新株引受権
本契約締結日後3号新株引受権行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、2年6ヶ月以上であること。
 - (4) 4号新株引受権
本契約日締結後4号新株引受権行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、3年以上であること。
 - (5) 5号新株引受権
本契約締結日後5号新株引受権行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、3年6ヶ月以上であること。

7. 新株引受権の喪失の条件

- ① 被付与者は、死亡以外の事由により被付与者が当社の取締役、監査役又は使用人ではなくなった場合、当社に対する新株引受権を一切喪失するものとする。但し、会社が、取締役会決議で特別に認めたとき限り、取締役会決議に定められる条件に従って新株引受権が存続することがある。
- ② 被付与者は、死亡した場合、新株引受権行使期間未到来の新株引受権を喪失するものとする。
- 8. 被付与者は、当社に対する新株引受権を第三者に譲渡することができないものとする。
- 9. 新株引受権の数及び新株引受権の目的となる株式の数は、当初付与時は5,200株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により2,928株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い2,040株（分割による調整後の数）減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個） (注6)	647	647
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注2) (注7)	1,294	1,294
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注2)	25,000	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成22年7月30日	自 平成17年8月1日 至 平成22年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注2)	発行価額 25,000 資本組入額 12,500	発行価額 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注4)	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)	(注5)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権発行時において当社が業務委託契約をしている当社の従業員でないプロデューサーであった新株予約権者については、新株予約権行使時においても当社との間でプロデューサー業務に関する業務委託契約を有効に締結し、遵守していることを要する。また、かかる当社の従業員ではないプロデューサーは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

- ④ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権行使することができるものとする。
- ⑥ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- ⑦ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権行使できるものとする。
- ⑧ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
 - (i) 平成18年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
 - (ii) 平成18年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
 - (iii) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
 - (iv) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとする。

- 6. 新株予約権の数は、当初付与時は1,729個でしたが、権利行使により913個、付与対象者の退職による権利喪失に伴い169個減じております。
- 7. 新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は3,458株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により1,826株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い338株（分割による調整後の数）減じております。

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個） (注6)	2,354	2,354
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注2)(注7)	4,708	4,708
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注2)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成23年7月29日	自 平成18年8月1日 至 平成23年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注2)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注4)	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)	(注5)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
 - ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
 - ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
 - ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以後、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
 - (i) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
 - (ii) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
 - (iii) 平成20年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
 - (iv) 平成20年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとする。
6. 新株予約権の数は、当初付与時は2,820個でしたが、権利行使により352個、付与対象者の退職による権利喪失に伴い114個減じております。
7. 新株引受けの目的となる株式の数は、当初付与時は5,640株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により704株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い228株（分割による調整後の数）減じております。

④ 平成16年9月14日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注6)	137	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注2)(注7)	274	268
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月1日 至 平成23年10月31日	自 平成18年11月1日 至 平成23年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注2)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注4)	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)	(注5)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成18年1月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年3月31日現在の株主の所有株式数を平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っております。これにより平成18年4月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権行使することができるものとする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権行使できるものとする。

⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。

(i) 平成19年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。

(ii) 平成19年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。

(iii) 平成20年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。

(iv) 平成20年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとする。

6. 新株予約権の数は、当初付与時は172個でしたが、権利行使により19個、付与対象者の退職による権利喪失に伴い16個減じております。

7. 新株引受け目的となる株式の数は、当初付与時は344株（分割による調整後の数）でしたが、権利行使により38株（分割による調整後の数）、付与対象者の退職による権利喪失に伴い32株（分割による調整後の数）減じております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	268	132,801	6,225	1,146,775	6,225	1,389,495

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	63,319	47.68
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6-10-1	46,670	35.14
江幡 哲也	東京都渋谷区	1,100	0.82
藤山 さゆり	東京都大田区	534	0.40
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	425	0.32
加藤 健太	東京都港区	420	0.31
坪田 道尚	東京都渋谷区	356	0.26
松森 正彦	神奈川県藤沢市	266	0.20
木村キャピタル有限会社	大阪市中央区谷町5丁目3-21-1206	250	0.18
又来 恵子	東京都港区	197	0.14
計	—	113,537	85.45

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,801	132,799	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	132,801	—	—
総株主の議決権	—	132,799	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」欄には、当該議決権の数2個を含めておりません。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	150,000	145,000	121,000	113,000	99,800	85,600
最低(円)	106,000	99,500	111,000	95,200	72,500	71,400

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出以降、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

		当中期連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		2,198,373		3,333,331		
2. 売掛金		566,382		410,876		
3. 有価証券		600,049		—		
4. 未成制作費		5,383		4,376		
5. 繰延税金資産		120,488		185,608		
6. その他		58,699		38,464		
貸倒引当金		△41		△38		
流動資産合計		3,549,334	74.5	3,972,619	88.4	
II 固定資産						
1. 有形固定資産	※1					
(1) 建物		41,917		44,489		
(2) 工具器具備品		143,437		148,931		
(3) 建設仮勘定		1,096		—		
有形固定資産合計		186,452	3.9	193,420	4.3	
2. 無形固定資産						
(1) のれん		662,830		—		
(2) ソフトウェア		183,017		165,398		
(3) その他		15,432		9,498		
無形固定資産合計		861,281	18.1	174,897	3.9	
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券		41,007		41,000		
(2) 繰延税金資産		1,611		1,611		
(3) 差入保証金		117,441		103,792		
(4) その他		8,740		9,411		
貸倒引当金		△2,677		△2,642		
投資その他の資産合計		166,123	3.5	153,172	3.4	
固定資産合計		1,213,856	25.5	521,491	11.6	
資産合計		4,763,191	100.0	4,494,110	100.0	

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		133,763		22,316	
2. 短期借入金		42,970		—	
3. 1年以内返済予定長期借入金		6,826		—	
4. 未払費用		292,786		217,363	
5. 未払法人税等		9,480		13,144	
6. 賞与引当金		62,234		57,022	
7. ポイント引当金		902		741	
8. その他		91,577		128,287	
流動負債合計		640,541	13.4	438,875	9.8
II 固定負債					
1. 長期借入金		22,290		—	—
固定負債合計		22,290	0.5	—	—
負債合計		662,831	13.9	438,875	9.8
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		1,146,775	24.1	1,140,550	25.4
2. 資本剰余金		1,801,804	37.8	1,795,579	39.9
3. 利益剰余金		1,151,780	24.2	1,119,104	24.9
株主資本合計		4,100,360	86.1	4,055,234	90.2
純資産合計		4,100,360	86.1	4,055,234	90.2
負債純資産合計		4,763,191	100.0	4,494,110	100.0

②【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)	金額(千円)		百分比(%)
I 売上高	※ 1		2,132,455	100.0		3,537,369	100.0
II 売上原価			308,481	14.5		238,418	6.7
売上総利益			1,823,973	85.5		3,298,951	93.3
III 販売費及び一般管理費			1,725,129	80.9		2,914,849	82.4
営業利益			98,843	4.6		384,102	10.9
IV 営業外収益			6,953		3,555		
1. 受取利息			58	0.3	893	4,448	0.1
2. その他							
V 営業外費用			139		558		
1. 株式交付費			4	0.0	6	564	0.0
2. その他							
経常利益						387,985	11.0
VI 特別利益	※ 2		105,712	4.9			
1. 貸倒引当金戻入益			—	—	2	2	0.0
VII 特別損失			586		25,565		
1. 固定資産除却損			—		30,000		
2. 投資有価証券評価損			—		18,259		
3. 本社移転費用			—		883	74,708	2.1
4. その他特別損失			586	0.0			
税金等調整前中間(当期)純利益			105,126		25,565		
法人税、住民税及び事業税			7,330		30,000		
法人税等調整額			65,120	3.4	18,259		
中間(当期)純利益			72,450		883	74,708	2.1
			32,676	4.9	6,410	313,279	8.9
					△126,593	△120,182	△3.4
				1.5		433,462	12.3

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成19年4月1日 残高 (千円)	1,140,550	1,795,579	1,119,104	—	4,055,234	4,055,234
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行	6,225	6,225	—	—	12,450	12,450
中間純利益	—	—	32,676	—	32,676	32,676
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	6,225	6,225	32,676	—	45,126	45,126
平成19年9月30日 残高 (千円)	1,146,775	1,801,804	1,151,780	—	4,100,360	4,100,360

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成18年4月1日 残高 (千円)	1,110,400	1,765,527	685,642	—	3,561,569	3,561,569
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	30,150	30,150	—	—	60,300	60,300
当期純利益	—	—	433,462	—	433,462	433,462
自己株式の取得	—	—	—	△97	△97	△97
自己株式の消却	—	△97	—	97	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	30,150	30,052	433,462	—	493,665	493,665
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,140,550	1,795,579	1,119,104	—	4,055,234	4,055,234

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益		105,126	313,279
減価償却費		79,075	104,911
貸倒引当金の増加額(△減少額)		37	1,047
賞与引当金の増加額(△減少額)		5,211	△20,064
ポイント引当金の増加額(△減少額)		160	△913
受取利息		△6,953	△3,555
株式交付費		139	558
固定資産除却損		579	25,338
投資有価証券評価損		—	30,000
売上債権の減少額(△増加額)		△82,102	2,545
たな卸資産の減少額(△増加額)		△1,006	△1,386
仕入債務の増加額(△減少額)		53,142	△6,862
未払消費税等の増加額(△減少額)		△24,783	10,575
その他流動資産の減少額(△増加額)		8,392	△22,547
未払費用の増加額(△減少額)		5,183	△22,498
その他流動負債の増加額(△減少額)		15,141	13,639
その他固定資産の減少額(△増加額)		169	△3,517
小計		157,512	420,549
利息の受取額		6,953	3,555
法人税等の支払額		△10,265	△6,290
その他		△7	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		154,193	417,813
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△21,091	△181,157
無形固定資産の取得による支出		△83,378	△60,957
投資有価証券の取得による支出		—	△71,000
事業の譲受けによる支出		△231,000	—
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		6,995	—
貸付による支出		△370,000	—
差入保証金の回収による収入		—	11,292
差入保証金の差入による支出		△2,938	△4
その他		—	△609
投資活動によるキャッシュ・フロー		△701,413	△302,435

			当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		12,310	59,741	
自己株式の取得による支出		—	△97	
財務活動によるキャッシュ・フロー		12,310	59,644	
IV 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)		△534,908	175,022	
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,333,331	3,158,309	
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	2,798,423	3,333,331	

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社オールアバウトフィナンシャルサービス 株式会社KI&Company ・株式会社KI&Companyにつきましては、平成19年9月29日に株式取得により連結子会社となつたものであります。	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社オールアバウトフィナンシャルサービス ・株式会社オールアバウトフィナンシャルサービスにつきましては、平成18年8月に当社の100%子会社として発足し、当連結会計年度中より連結対象となつたものであります。
2. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	イ 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ロ たな卸資産 未成制作費 個別法による原価法を採用しております。	イ 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 ロ たな卸資産 未成制作費 同左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年 工具器具備品 4年～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更に伴う影響額は軽微であります。</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>イ 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年 工具器具備品 4年～15年</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>イ 株式交付費 同左</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>ハ ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当中間連結会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>ハ ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>
(5) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>
4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	<p>手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)									
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、184,488千円であります。</p> <p>2. 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>保証金額 (千円)</th><th>保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸田一郎</td><td>50,000</td><td>借入に対する債務保証</td></tr> <tr> <td>計</td><td>50,000</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (千円)	保証債務の内容	岸田一郎	50,000	借入に対する債務保証	計	50,000	—	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、153,034千円であります。</p> <p>2. —</p>
被保証者	保証金額 (千円)	保証債務の内容								
岸田一郎	50,000	借入に対する債務保証								
計	50,000	—								

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>販売手数料</td><td>317,790 千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>418,033</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>62,234</td></tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td><td>160</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>37</td></tr> </tbody> </table> <p>※2. —</p>	販売手数料	317,790 千円	給与手当	418,033	賞与引当金繰入額	62,234	ポイント引当金繰入額	160	貸倒引当金繰入額	37	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>販売手数料</td><td>653,767 千円</td></tr> <tr> <td>給料手当</td><td>760,500</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>57,022</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,050</td></tr> </tbody> </table> <p>※2. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	販売手数料	653,767 千円	給料手当	760,500	賞与引当金繰入額	57,022	貸倒引当金繰入額	1,050
販売手数料	317,790 千円																		
給与手当	418,033																		
賞与引当金繰入額	62,234																		
ポイント引当金繰入額	160																		
貸倒引当金繰入額	37																		
販売手数料	653,767 千円																		
給料手当	760,500																		
賞与引当金繰入額	57,022																		
貸倒引当金繰入額	1,050																		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	132,533	268	—	132,801
合計	132,533	268	—	132,801
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は以下の通りです。

新株予約権の権利行使による増加 268株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少(注)	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	3号新株引受権	普通株式	66	—	—	66	—
	4号新株引受権	普通株式	64	—	—	64	—
	5号新株引受権	普通株式	102	—	—	102	—
	平成15年6月27日定時株主総 会決議に基づく新株予約権	普通株式	1,332	—	38	1,294	—
	平成16年6月29日定時株主総 会決議に基づく新株予約権	普通株式	4,924	—	216	4,708	—
	平成16年9月14日臨時株主総 会決議に基づく新株予約権	普通株式	288	—	14	274	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	6,776	—	268	6,508	—

(注) 新株予約権の減少の内訳は以下の通りです。

新株予約権の権利行使による減少 268株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1,3	65,316.66	67,216.66	0.32	132,533.0
合計	65,316.66	67,216.66	0.32	132,533.0
自己株式				
普通株式 (注) 2,3	—	0.32	0.32	—
合計	—	0.32	0.32	—

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は以下の通りです。

平成18年4月1日付株式分割による増加 65,316.66株

新株予約権の権利行使による増加 1,900株

2. 自己株式の株式数の増加0.32株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 発行済株式及び自己株式の株式数の減少0.32株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加 (注)1	当連結会計 年度減少 (注)2	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	1号新株引受権	普通株式	28	28	56	—	—
	2号新株引受権	普通株式	75	75	150	—	—
	3号新株引受権	普通株式	108	108	150	66	—
	4号新株引受権	普通株式	106	106	148	64	—
	5号新株引受権	普通株式	104	104	106	102	—
	平成15年6月27日定時株主総会決議に基づく新株予約権	普通株式	1,095	1,095	858	1,332	—
	平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権	普通株式	2,746	2,746	568	4,924	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	4,424	4,424	2,072	6,776	—

(注) 1. 新株予約権の増加は、平成18年4月1日付株式分割に伴うものです。

2. 新株予約権の減少の内訳は以下の通りです。

退職による消却 172株

新株予約権の権利行使による減少 1,900株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成19年 9月30日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 2,198,373 有価証券勘定 600,049 現金及び現金同等物 <u>2,798,423</u> (注)現金及び現金同等物とした「有価証券」は全額「MMF」であります。</p>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成19年 3月31日現在) (千円)</p> <p>現金及び預金勘定 <u>3,333,331</u> 現金及び現金同等物 <u>3,333,331</u></p>

(リース取引関係)

当中間連結会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）
該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）
該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間連結会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式 MMF	41,007 600,049

前連結会計年度（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式	41,000

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）及び前連結会計年度（自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	
決議年月日	平成13年1月4日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 当社従業員	2名 1名
ストック・オプション数 (注1)	(3号新株引受権) (4号新株引受権) (5号新株引受権)	普通株式 66株 普通株式 64株 普通株式 102株
付与日	平成13年12月21日	
権利確定条件	(注2) (注3)	
対象勤務期間	(注2)	
権利行使期間	(3号新株引受権) 平成16年2月1日～ 平成20年1月31日 (4号新株引受権) 平成16年8月1日～ 平成20年1月31日 (5号新株引受権) 平成17年2月1日～ 平成20年1月31日	

(注) 1. 上記に記載された株式数は、平成18年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株引受権の行使の条件

- (1) 新株引受権の行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,000万円を超えないこととする。
- (2) 被付与者は、当社が株式を公開するまでは、新株引受権を行使することができないものとする。
- (3) 被付与者は、新株引受権の行使については、以下の条件に服する。

①3号新株引受権

本契約締結日後3号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が2年6ヶ月以上であること。

②4号新株引受権

本契約締結日後4号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が3年以上であること。

③5号新株引受権

本契約締結日後5号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が3年6ヶ月以上であること。

3. 新株引受権の喪失の条件

- (1) 被付与者は、死亡以外の事由により被付与者が当社の取締役、監査役又は使用人ではなくなった場合、当社に対する新株引受権を一切喪失するものとする。但し、会社が、取締役会決議で特別に認めたときに限り、取締役会決議に定められる条件に従って新株引受権が存続することがある。
- (2) 被付与者は、死亡した場合、新株引受権行使期間未到来の新株引受権を喪失するものとする。

会社名	提出会社
決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 26名 外部協力者 4名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 1,332株
付与日	平成15年6月27日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	(注2)
権利行使期間	平成17年8月1日～平成22年7月30日

(注) 1. 上記に記載された株式数は、平成18年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権発行時において当社が業務委託契約をしている当社の従業員でないプロデューサーであった新株予約権者については、新株予約権行使時においても当社との間でプロデューサー業務に関する業務委託契約を有効に締結し、遵守していることを要する。また、かかる当社の従業員ではないプロデューサーは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- (5) 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- (7) 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
- (8) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
 - ①平成18年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
 - ②平成18年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
 - ③平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
 - ④平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

会社名	提出会社	提出会社		
決議年月日	平成16年6月29日	平成16年6月29日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 当社従業員	3名 41名	当社従業員 1名	
ストック・オプション数 (注1)	普通株式	4,748株	普通株式	176株
付与日	平成16年6月29日	平成16年10月15日		
権利確定条件	(注2)	(注2)		
対象勤務期間	(注2)	(注2)		
権利行使期間	平成18年8月1日～平成23年7月29日	平成18年8月1日～平成23年7月29日		

(注) 1. 上記に記載された株式数は、平成18年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- (4) 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- (6) 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
- (7) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
 - ①平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
 - ②平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
 - ③平成20年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
 - ④平成20年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年9月14日	平成16年9月14日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 当社従業員	1名 8名 当社従業員 13名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式	142株 普通株式 146株
付与日	平成16年10月15日	平成17年3月25日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注2)	(注2)
権利行使期間	平成18年11月1日～平成23年10月31日	平成18年11月1日～平成23年10月31日

(注) 1. 上記に記載された株式数は、平成18年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- (4) 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- (6) 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
- (7) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
 - ①平成19年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
 - ②平成19年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
 - ③平成20年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
 - ④平成20年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年1月4日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	5,492
付与	—	—	—
失効	—	—	32
権利確定	—	—	5,460
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	842	2,190	—
権利確定	—	—	5,460
権利行使	610	778	488
失効	—	80	48
未行使残	232	1,332	4,924

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年9月14日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	324
付与	—
失効	12
権利確定	312
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	312
権利行使	24
失効	—
未行使残	288

(注) 上記に記載された株式数は、平成18年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年1月4日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格 (円)	25,000	25,000	50,000
行使時平均株価 (円)	271,798	254,488	205,398
公正な評価単価（付与日）(円)	—	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年9月14日
権利行使価格 (円)	50,000
行使時平均株価 (円)	174,202
公正な評価単価（付与日）(円)	—

(注) 上記に記載された権利行使価格は、平成18年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株）による調整後の価格を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(企業結合等関係)
当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

I. 共通支配下の取引等関係

平成19年4月、株式会社リクルートより総合マネー情報誌「あるじやん」に関する事業を譲受けました。当該事業譲受けの概要は以下のとおりであります。

- 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

対象事業 株式会社リクルートの「あるじやん事業」

事業の内容 投資初心者向けに、金融知識や金融商品、情報、資産運用・投資のノウハウを提供する総合マネー情報誌「あるじやん」等の発行

- (2) 企業結合の法的形式

事業の譲受け（共通支配下取引）

- (3) 結合後企業の名称

株式会社オールアバウト

- (4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、金融領域を重点戦略領域と定め、ユーザ接点の拡充を考えております。また、金融関連の情報源として従来の情報誌等に加え、インターネットが重視されている背景があります。したがって、ネットと情報誌との融合は、双方のメディア価値を最大化し、質の高い金融情報サービスを提供するために最適と考え、譲受けを行いました。

2. 実施した会計処理の概要

企業結合に係る会計基準等における共通支配下の取引として処理しております。

- (1) 譲受資産、負債の項目および内容

今回の事業譲受けに伴い、引き継ぐ資産及び負債はありません。

- (2) 譲受価格

231,000千円

- (3) 事業の譲受日

平成19年4月1日

- (4) のれんの計上額及び発生原因

事業の譲受けにより引き継ぐ資産及び負債がないため、譲受価格を全額のれんとして計上いたしました。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の均等償却

II. パーチェス法適用関係

平成19年9月、株式会社KI&Companyを株式取得により連結子会社といたします。当該子会社取得の概要は以下のとおりであります。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

- (1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業名 株式会社KI&Company

事業の内容 男性向けライフスタイル情報誌「z i n o (以下「ジーノ」)」の発行、「ジーノ」と連動するウェブサイト「@ z i n o (以下「アットジーノ」)」の運営

- (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、特定の年齢層における男女をターゲットにした多数のライフスタイルメディアを展開しております。一方で株式会社KI&Companyは、雑誌とウェブサイトのクロスメディア推進でターゲットとする多くの読者を獲得しており、このような事業展開において当社との親和性が高いと考えられます。したがって「ジーノ」及び「アットジーノ」と当社の運営するウェブサイト「AllAbout」との連携を図り、更なるユーザーの獲得及び収益の拡大を図ることを目的として企業結合を行いました。

- (3) 企業結合日

平成19年9月29日

- (4) 企業結合の法的形式
株式取得
- (5) 結合後企業の名称
当社が株式会社KI&Companyの株式を取得いたしましたが、当社の株式取得後も株式会社KI&Companyの名称の変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
70.5%

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日が平成19年9月30日のため、当中間連結会計期間の業績に含まれる期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金	20,000千円
取得原価	20,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) のれんの金額
454,930千円
- (2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- (3) 債却方法及び償却期間
10年間の均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- (1) 資産の額
- | | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 130,028千円 |
| 固定資産 | 16,638千円 |
| 合計 | 146,666千円 |
- (2) 負債の額
- | | |
|------|-----------|
| 流動負債 | 559,307千円 |
| 固定負債 | 22,290千円 |
| 合計 | 581,597千円 |

6. 企業結合が当中間連結会計期間開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 278,185千円増加
税金等調整前中間純利益 467,875千円減少

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

株式会社KI&Companyの平成19年4月1日から平成19年9月30日の損益を基に算定しております。
なお、中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額については、監査証明を受けておりません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	インターネット 広告事業 (千円)	出版事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	1,537,116	437,437	157,901	2,132,455	—	2,132,455
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替高	—	—	2,431	2,431	△2,431	—
計	1,537,116	437,437	160,332	2,134,886	△2,431	2,132,455
営業費用	990,248	393,248	221,956	1,605,453	428,158	2,033,611
営業利益 又は営業損失 (△)	546,867	44,189	△61,624	529,433	△430,589	98,843

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

2. 事業区分の内容

事業区分	主な内容
インターネット広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上 ・インプレッション広告、トラフィック広告、エディトリアル広告 ・スポンサードサイト 等
出版事業	情報誌販売による売上、広告による売上 ・「あるじやん」、「定年あるじやん」、「保険ガイド」 等
その他事業	ショッピング事業による売上、プロファイル事業による売上、金融サービス 事業による売上 等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

事業区分	当中間連結会計 期間 (千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含め た配賦不能営業費用の金額	434,789	管理部門に係る費用等

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占めるインターネット広告事業の割合が、いずれも90%を超えていたため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1 株当たり純資産額 30,875.98円	1 株当たり純資産額 30,597.92円
1 株当たり中間純利益 金額 246.43円	1 株当たり当期純利益 金額 3,282.31円
潜在株式調整後 1 株当 たり中間純利益金額 239.44円	潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益金額 3,138.89円

(注) 1 株当たり中間(当期)純利益金額及び 1 株当たり潜在株式調整後中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1 株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益 (千円)	32,676	433,462
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	32,676	433,462
期中平均株式数 (株)	132,600.34	132,060.25
潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期) 純利益金額		
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	3,870.49	6,033.79
(うち新株引受権)	(176.52)	(278.28)
(うち新株予約権)	(3,693.97)	(5,755.51)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益 金額の算定に含めなかった潜在株式の 概要	—	—

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(事業の譲受)</p> <p>平成19年2月19日開催の取締役会において決議されました、株式会社リクルートの総合マネー情報誌「あるじやん」に関する事業の譲受けについて、平成19年4月2日に払込を行い、事業を譲受けました。</p> <p>事業の譲受に伴う企業結合に関する事項の概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 結合企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合対象事業及びその内容</p> <p>対象事業 株式会社リクルートの「あるじやん事業」 事業の内容 投資初心者向けに、金融知識や金融商品情報、資産運用・投資のノウハウを提供する総合マネー情報誌「あるじやん」等の発行。</p> <p>(2) 企業結合の法的形式</p> <p>事業の譲受（共通支配下取引）</p> <p>(3) 取引の概要</p> <p>当社は、金融領域を重点戦略領域と定め、ユーザ接点の拡充を考えております。また、金融関連の情報源として従来の情報誌等に加え、インターネットが重視されている背景があります。したがって、ネットと情報誌との融合は、双方のメディア価値を最大化し、質の高い金融情報サービスを提供するために最適と考え、譲受を決定しました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>企業結合に係る会計基準等における共通支配下の取引として処理しております。</p> <p>(1) 譲受資産、負債の項目および内容</p> <p>今回の事業譲受に伴い、引き継ぐ資産及び負債はございません。</p> <p>(2) 譲受価格</p> <p>231百万円</p> <p>(3) 譲受の時期</p> <p>平成19年4月</p> <p>(4) のれんの計上額</p> <p>事業の譲受により引き継ぐ資産及び負債がないため、譲受価格を全額のれんとし、企業結合に係る会計基準等に従って処理いたします。</p>

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年 9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年 3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		3,122,199		2,118,424		3,253,963	
2. 売掛金		332,323		487,349		405,828	
3. 有価証券		—		600,049		—	
4. 未成制作費		5,983		5,383		4,376	
5. 短期貸付金		—		370,000		—	
6. その他		85,588		150,710		225,615	
貸倒引当金		△32		△41		△38	
流動資産合計		3,546,062	84.9	3,731,877	81.3	3,889,745	86.2
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1) 建物		48,670		41,272		44,489	
(2) 工具器具備品		121,955		137,971		148,704	
(3) 建設仮勘定		44,475		1,096		—	
有形固定資産合計		215,101		180,340		193,194	
2. 無形固定資産							
(1) のれん		—		207,900		—	
(2) ソフトウェア		137,866		182,098		165,398	
(3) その他		2,351		15,397		9,463	
無形固定資産合計		140,217		405,396		174,862	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		51,000		41,007		41,000	
(2) 差入保証金		103,788		106,726		103,788	
(3) その他		125,568		130,351		111,022	
貸倒引当金		△2,642		△2,677		△2,642	
投資その他の資産合計		277,714		275,408		253,168	
固定資産合計		633,033	15.1	861,145	18.7	621,225	13.8
資産合計		4,179,096	100.0	4,593,022	100.0	4,510,971	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年 9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年 3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)	※2						
I 流動負債		19,443		71,378		19,980	
1. 買掛金		191,010		215,985		214,957	
2. 未払費用		8,506		9,205		13,024	
3. 未払法人税等		87,133		62,234		57,022	
4. 賞与引当金		1,262		902		741	
5. ポイント引当金		122,293		81,132		127,061	
6. その他							
流動負債合計		429,649	10.3	440,837	9.6	432,788	9.6
負債合計		429,649	10.3	440,837	9.6	432,788	9.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		1,136,600	27.2	1,146,775	25.0	1,140,550	25.3
2. 資本剰余金		1,379,320		1,389,495		1,383,270	
(1) 資本準備金		412,309		412,309		412,309	
(2) その他資本剰余金							
資本剰余金合計		1,791,629	42.9	1,801,804	39.2	1,795,579	39.8
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金		821,216		1,203,605		1,142,053	
繰越利益剰余金							
利益剰余金合計		821,216	19.6	1,203,605	26.2	1,142,053	25.3
株主資本合計		3,749,446	89.7	4,152,185	90.4	4,078,183	90.4
純資産合計		3,749,446	89.7	4,152,185	90.4	4,078,183	90.4
負債純資産合計		4,179,096	100.0	4,593,022	100.0	4,510,971	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高	※1	1,669,806	100.0	2,113,624	100.0	3,527,713	100.0
II 売上原価		111,163	6.7	302,695	14.3	234,360	6.6
売上総利益		1,558,643	93.3	1,810,928	85.7	3,293,352	93.4
III 販売費及び一般管理費		1,392,408	83.4	1,687,421	79.8	2,888,771	81.9
営業利益		166,234	9.9	123,507	5.9	404,580	11.5
IV 営業外収益		856	0.1	11,144	0.5	6,791	0.1
V 営業外費用		434	0.0	143	0.1	564	0.0
経常利益		166,656	10.0	134,508	6.3	410,807	11.6
VI 特別利益		8	0.0	—	—	2	0.0
VII 特別損失		36,845	2.2	586	0.0	74,708	2.1
税引前中間(当期)純利益		129,819	7.8	133,922	6.3	336,101	9.5
法人税、住民税及び事業税		3,011	7.250	6,282			
法人税等調整額		△8,765	△0.3	65,120	72,370	△126,593	△3.4
中間(当期)純利益		135,574	8.1	61,551	3.4	△120,310	
					2.9	456,411	12.9

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
平成18年3月31日残高 (千円)	1,110,400	1,353,120	412,407	1,765,527	685,642	685,642	—	3,561,569	3,561,569	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	26,200	26,200	—	26,200	—	—	—	52,400	52,400	
中間純利益	—	—	—	—	135,574	135,574	—	135,574	135,574	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△97	△97	△97	
自己株式の消却	—	—	△97	△97	—	—	97	—	—	
中間会計期間中の 変動額合計 (千円)	26,200	26,200	△97	26,102	135,574	135,574	—	187,876	187,876	
平成18年9月30日残高 (千円)	1,136,600	1,379,320	412,309	1,791,629	821,216	821,216	—	3,749,446	3,749,446	

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
平成19年3月31日残高 (千円)	1,140,550	1,383,270	412,309	1,795,579	1,142,053	1,142,053	—	4,078,183	4,078,183	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	6,225	6,225	—	6,225	—	—	—	12,450	12,450	
中間純利益	—	—	—	—	61,551	61,551	—	61,551	61,551	
中間会計期間中の 変動額合計 (千円)	6,225	6,225	—	6,225	61,551	61,551	—	74,001	74,001	
平成19年9月30日残高 (千円)	1,146,775	1,389,495	412,309	1,801,804	1,203,605	1,203,605	—	4,152,185	4,152,185	

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
平成18年3月31日 残高 (千円)	1,110,400	1,353,120	412,407	1,765,527	685,642	685,642	—	3,561,569	
事業年度中の変動額									
新株の発行	30,150	30,150	—	30,150	—	—	—	60,300	
当期純利益	—	—	—	—	456,411	456,411	—	456,411	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△97	△97	
自己株式の消却	—	—	△97	△97	—	—	97	—	
事業年度中の変動額合計 (千円)	30,150	30,150	△97	30,052	456,411	456,411	—	516,613	
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,140,550	1,383,270	412,309	1,795,579	1,142,053	1,142,053	—	4,078,183	

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

			前中間会計期間 (自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月 30日)
区分	注記番号	金額(千円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益		129,819	
減価償却費		48,332	
貸倒引当金の増加額(△減少額)		1,041	
賞与引当金の増加額(△減少額)		10,047	
ポイント引当金の増加額(△減少額)		△392	
受取利息		△675	
株式交付費		428	
固定資産除却損		18,585	
売上債権の減少額(△増加額)		81,098	
たな卸資産の減少額(△増加額)		△2,993	
その他流動資産の減少額(△増加額)		△1,913	
仕入債務の増加額(△減少額)		△9,735	
未払費用の増加額(△減少額)		△48,852	
未払消費税の増加額(△減少額)		△3,070	
その他流動負債の増加額(△減少額)		3,062	
その他固定資産の減少額(△増加額)		△18,124	
小計		206,657	
利息の受取額		675	
法人税等の支払額		△5,714	
営業活動によるキャッシュ・フロー		201,618	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資有価証券の取得による支出		△51,000	
有形固定資産の取得による支出		△122,343	
無形固定資産の取得による支出		△27,551	
子会社の設立による支出		△100,000	
差入保証金の回収による収入		11,292	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△289,602	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		51,971	
自己株式の取得による支出		△97	
財務活動によるキャッシュ・フロー		51,874	
IV 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)		△36,109	
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,158,309	
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	3,122,199	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によております。</p> <p>(2) たな卸資産 未成制作費 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 未成制作費 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 未成制作費 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年 工具器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります 建物 8年～18年 工具器具備品 4年～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更に伴う影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年 工具器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	――	――
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は3,749,446千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	_____	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は4,078,183千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	_____	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度から、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	前事業年度末 (平成19年 3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 128,104千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 181,603千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 153,002千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 同左	※2

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
※1 ——	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 6,893千円 受取手数料 4,200千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,517千円 受取手数料 2,380千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 428千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 139千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 558千円
※3 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 18,585千円 本社移転費 18,259千円	※3 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 586千円	※3 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 25,565千円 本社移転費 18,259千円 投資有価証券評価損 30,000千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 29,091千円 無形固定資産 18,765千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 29,472千円 無形固定資産 48,992千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 63,762千円 無形固定資産 40,116千円

(中間株主資本等変動計算書関係)
前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1,3	65,316.66	66,986.66	0.32	132,303.00
合計	65,316.66	66,986.66	0.32	132,303.00
自己株式				
普通株式 (注)2,3	—	0.32	0.32	—
合計	—	0.32	0.32	—

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は以下の通りです。

平成18年4月1日付株式分割による増加 65,316.66株

新株予約権の権利行使による増加 1,670株

2. 自己株式の株式数の増加0.32株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 発行済株式及び自己株式の株式数の減少0.32株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		前事業年度末	当中間会計期間増加(注)1	当中間会計期間減少(注)2	当中間会計期間末	
1号新株引受権	普通株式	28	28	20	36	—
2号新株引受権	普通株式	75	75	106	44	—
3号新株引受権	普通株式	108	108	150	66	—
4号新株引受権	普通株式	106	106	148	64	—
5号新株引受権	普通株式	104	104	106	102	—
平成15年6月27日定時株主総会決議に基づく新株予約権	普通株式	1,095	1,095	758	1,432	—
平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権	普通株式	2,746	2,746	458	5,034	—
平成16年9月14日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(注)3	普通株式	162	162	12	312	—
合計	—	4,424	4,424	1,758	7,090	—

(注) 1. 新株予約権の増加は、平成18年4月1日付株式分割に伴うものです。

2. 新株予約権の減少の内訳は以下の通りです。

退職による消却 88株

新株予約権の権利行使による減少 1,670株

3. 平成16年9月14日臨時株主総会決議に基づく新株予約権は、権利行使することができる期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式 (注) 1, 2	—	0.32	0.32	—
合計	—	0.32	0.32	—

- (注) 1. 自己株式数の増加0.32株は、単元未満株式の買取りによるものです。
2. 自己株式の株式数の減少0.32株は、自己株式の消却によるものです。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成18年 9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 <u>3,122,199</u> 現金及び現金同等物 <u>3,122,199</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,000

当中間会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

中間連結財務諸表の注記事項（企業結合等関係）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額 28,339.84円	1株当たり純資産額 31,266.22円	1株当たり純資産額 30,771.08円
1株当たり中間純利益 金額 1,029.31円	1株当たり中間純利益金 額 464.19円	1株当たり当期純利益金 額 3,456.08円
潜在株式調整後 1株当 たり中間純利益金額 980.16円	潜在株式調整後 1株当た り中間純利益金額 451.03円	潜在株式調整後 1株当た り当期純利益金額 3,305.08円
当社は、平成18年4月1日付で株式 1株につき2株の株式分割を行ってお ります。		当社は、平成18年4月1日付で株式 1株につき2株の株式分割を行ってお ります。
なお、当該株式分割が前期首に行わ れたと仮定した場合の1株当たり情報 については、それぞれ以下のとおりと なります。		なお、当該株式分割が前期首に行わ れたと仮定した場合の1株当たり情報 については、以下のとおりとなります。
前中間会計期間	前事業年度	
1株当たり純資産 額 24,434.27円	1株当たり純資産 額 27,263.87円	1株当たり純資産額 27,263.87円
1株当たり中間純 利益金額 341.64円	1株当たり当期純 利益金額 3,335.36円	1株当たり当期純利益 金額 3,335.36円
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利 益金額 310.37円	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利 益金額 3,087.42円	潜在株式調整後 1株当 たり当期純利益金額 3,087.42円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び1株当たり潜在株式調整後中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (千円)	135,574	61,551	456,411
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_____	_____	_____
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	135,574	61,551	456,411
期中平均株式数 (株)	131,714.37	132,600.34	132,060.29
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	_____	_____	_____
普通株式増加数 (株)	6,604.91	3,870.49	6,033.76
(うち新株引受権)	(327.57)	(176.52)	(278.27)
(うち新株予約権)	(6,277.34)	(3,693.97)	(5,755.48)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1株当たり中間 (当期) 純利益 金額の算定に含めなかった潜在株式の 概要	_____	_____	_____

(注) 平成18年4月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>(事業の譲受)</p> <p>平成19年2月19日開催の取締役会において決議されました、株式会社リクルートの総合マネー情報誌「あるじやん」に関する事業の譲受けについて、平成19年4月2日に払込を行い、事業を譲受けました。</p> <p>事業の譲受に伴う企業結合に関する事項の概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 結合企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合対象事業及びその内容</p> <p>対象事業 株式会社リクルートの「あるじやん事業」</p> <p>事業の内容 投資初心者向けに、金融知識や金融商品情報、資産運用・投資のノウハウを提供する総合マネー情報誌「あるじやん」等の発行。</p> <p>(2) 企業結合の法的形式</p> <p>事業の譲受（共通支配下取引）</p> <p>(3) 取引の概要</p> <p>当社は、金融領域を重点戦略領域と定め、ユーザ接点の拡充を考えております。また、金融関連の情報源として従来の情報誌等に加え、インターネットが重視されている背景があります。したがって、ネットと情報誌との融合は、双方のメディア価値を最大化し、質の高い金融情報サービスを提供するために最適と考え、譲受を決定しました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>企業結合に係る会計基準等における共通支配下の取引として処理しております。</p> <p>(1) 譲受資産、負債の項目および内容</p> <p>今回の事業譲受に伴い、引き継ぐ資産及び負債はございません。</p> <p>(2) 譲受価格</p> <p>231百万円</p> <p>(3) 譲受の時期</p> <p>平成19年4月</p> <p>(4) のれんの計上額</p> <p>事業の譲受により引き継ぐ資産及び負債がないため、譲受価格を全額のれんとし、企業結合に係る会計基準等に従って処理いたします。</p>

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月15日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年9月14日関東財務局長に提出。

事業年度（第15期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成19年10月5日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月27日

株式会社 オールアバウト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 榮一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井 靖容 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 狩野 茂行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウト及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社 オールアバウト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 榮一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井 靖容 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 狩野 茂行 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウトの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月27日

株式会社 オールアバウト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 和田 榮一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井 靖容 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 狩野 茂行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウトの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。